

平成29年度 被災地支援事業（スポーツ交流事業）について

平成29年4月10日決定
(公財) 東京都体育協会

1 趣旨・目的

東日本大震災等により被災した岩手県、宮城県、福島県から少年少女のスポーツ団体・チームを東京都内に招待し、合同練習、交流試合などスポーツを通じて東京の少年少女と交流する。

2 主催者及び主管団体

(1) 主催者

この事業は、東京都（以下、「都」という。）、公益財団法人東京都体育協会（以下、「都体協」という。）を主催者として実施する。

(2) 主管団体

地区において実地に事業を実施する団体は、都体協加盟地区体育協会（以下、「地区体協」という。）を主管団体とする。

なお、地区におけるスポーツ種目統括団体として運営が可能であると主催者が認めた団体も主管団体とする。

3 招待チームの対象・定員

対 象	条 件
総人数	上限40名以内
監督・コーチ ・スタッフ	岩手県、宮城県、福島県に在住する20歳以上 小学生3～5名に対して1名程度
参加選手	岩手県、宮城県、福島県に在住する小学生

4 実施期間

平成29年6月1日から平成30年2月28日までのうち1泊2日または2泊3日
ただし、上記以外の期間を希望する場合は別途主催者と協議する。

5 受入団体

本事業の運営を実施する団体を受入団体とする。受入団体は、東京都内を拠点に活動している少年少女スポーツ団体・チームのうち、以下6に定める受入条件を満たす団体とする。

6 受入条件

以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 被災地からの招待チームの選定や、被災地との連絡調整を行うことが可能なこと。
- (2) 交流試合または合同練習（以下「練習等」という。）を行う施設を当該地区内に確保できること。
- (3) 被災地からの招待チームは、3で定める対象・定員を満たすこと。
- (4) 被災地から招待する小学生のホームステイの受入が可能なこと。
- (5) ホームステイ先から練習等会場までの送迎を確保できること。
- (6) 練習等や交流会などについて確実な企画・運営が可能なこと。また、全ての行程において帯同が可能なこと。
- (7) 被災地及び都内の少年少女が相互に震災復興への思いを共有し、震災を風化させない取り組みができること。
- (8) 事業の実施にあたっては、「公益財団法人東京都体育協会主催大会に係る危機管理マニュアル」を遵守して、参加者の健康管理、安全対策について、責任を持ち万全を期す体制を確保できること。

- 7 事業計画書・事業予算書の申請及び経費について
主管団体となることを希望する団体は、受入条件を満たす事業の事業計画書（様式1）及び予算計画書（様式2）を都体協に申請すること。
- 8 主管団体の決定
（1）主管団体は、本事業の主催者で設置する主管団体選定委員会において本事業における総予算の範囲内で7に定める書類及びその他の書類に基づき審査し、決定する。
（2）都体協は、選定結果を審査終了後速やかに申請団体に連絡する。
- 9 事業の決定及び負担金額の決定
（1）都体協は、8により決定された主管団体と事業計画及び事業予算等についてヒアリングを行い、内容を精査し、（2）の定めにも合致する事業及び経費負担を決定する。
（2）事業経費は本事業における総予算の範囲内で、下記の経費を負担する。その他の経費は主管団体及び受入団体が負担する。
①招待チーム所在地から受入れ先間及び都内の交通費
※ 原則として、バス1台を本会が手配する。ただし、練習等会場・ホームステイ先間の移動費を除く。
②事業期間中の昼食費（招待選手団、受入選手団、運営役員）
③交流会費の一部（但し、酒類にかかる経費は除く）。
④スポーツ傷害保険料
⑤その他主催者が必要と認めた経費
（3）確定した事業経費の支払いは、都体協が指定する委託業者等が行う。したがって、主管団体に事業費を負担金として交付するものではない。
- 9 事業実施報告書の提出
（1）主管団体は事業終了後、事業内容がわかる資料や記録写真などを含む事業報告書を都体協が定める期日までに提出すること。
（2）記録写真については電子データでも提出すること。
- 10 個人情報の取り扱いについて
（1）主催者及び主管団体は、業務により取得した個人情報を、各々が保有する個人情報とする。
（2）主催者及び主管団体は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用する。この際、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。
（3）主催者及び主管団体は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取り扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
（4）主催者及び主管団体の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
（5）主催者及び主管団体の一が、他の主催者及び主管者の保有する個人情報の取り扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びそのものにおける委託した個人上の取り扱いに係る管理状況について、当該主催者及び主管者に文書で報告する。
（6）主催者及び主管団体は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等あらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。
（7）参加者等の個人情報は本事業の運営及び記録・報告のためにのみ使用する。また、本事業の映像・写真、参加者の氏名、年齢、所属チーム、住所（都県名または区市町村名）はテレビ・新聞等による報道ならびに主催者のホームページや広報に掲載する場合がある。